

たくさんの方の市民の声が寄せられました

2003年度下半期

広聴の実績

広報広聴課広聴係(市民相談室) ☎724・2102

広報広聴課広聴係(市民相談室)では、市民の皆さんの市政に関するご意見、ご要望などを市政に反映させるために、「市長への手紙」や「要望」を受け付けています。

2003年度下半期(10月～3月)の間に寄せられた「市長への手紙」と「要望」は798件でした。前年同期と比較して87件の増加となっています。

市に寄せられたご意見・ご要望とその回答を紹介します

【ご意見・ご要望】

小学生も高学年になればいじめの問題など難しい年代になります。少人数制学級であれば先生の目もよく届き、子どもも質問などし易いようです。まして新1年生が少人数がいいのは先生の負担や

【回答】

子どもの心理を考えても分かり切っていることだと思いますので少人数制学級の要望をかなえて下さい。

【ご意見・ご要望】

地方公共団体の公金の収納又は支払い事務の取扱いは、昭和38年の地方自治法の改正により指定金融機関が採用され、現在に至っています。

【回答】

地方公共団体の公金の収納又は支払い事務の取扱いは、昭和38年の地方自治法の改正により指定金融機関が採用され、現在に至っています。

【ご意見・ご要望】

アパートの所有者が遠方の方なので気にならないようですがアパートの壁面の落書きがひどい状態です。市役所の方で所有者に連絡を取ってもらい、落書きを依頼してもらえませんか。

【回答】

具体的な処理方法として、いくつかのご提案をいただきましたが、市から建物のオーナーに対して、落書き消去の依頼や指導を行うことは、権限の範囲を超えるものです。また、落書き禁止の看板についても、書く方は分かっているにもかかわらず、効果は期待できません。

【サラ金・多重債務】

多重債務に陥り、返済できなくなったという相談が常に上位にランクされ、家族等からも、業者からの取立てに困っているとの相談が寄せられています。保証人にならなければ家族が支払う必要はありません。相談室では債務整理の方法を説明し、弁護士会の法律相談等を案内しています。

【訪問販売等によるトラブル】

近所の工事のついでに屋根や下水管を点検してあげる、「羽毛布団をクリーニングしてあげる」と訪問した業者と高額な工事

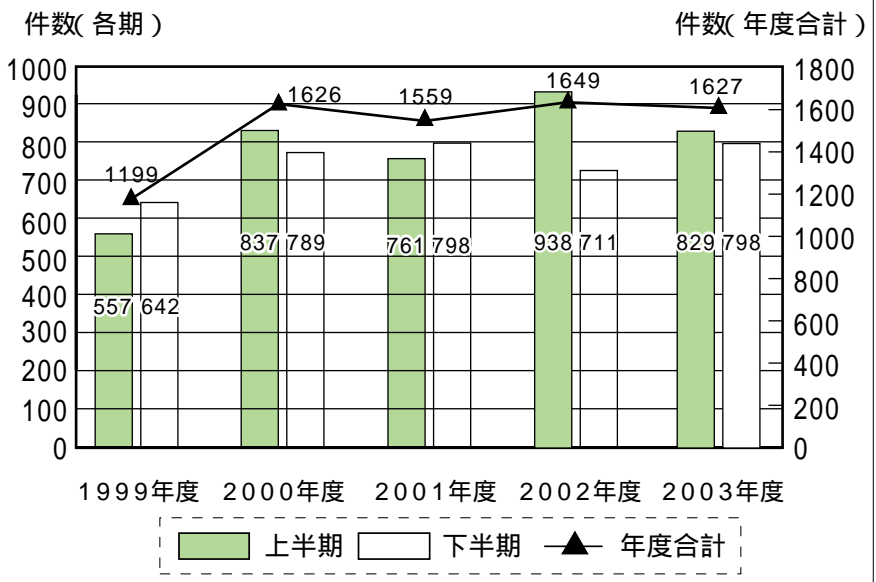
【会員権の二次被害】

以前会員権契約をした人を対象に、「会費を滞納しているので解約してあげる」という新たな契約をさせる二次被害の相談が増えています。過去の契約とは関係がないのできっぱり断りましょう。

【困ったときは消費生活相談室へ】

訪問販売等で契約した場合、契約日から8日間は工事の完了や商品の使用(消耗品は除く)とは関係無く、無条件で解約できます。

「市長への手紙」と「要望」の受付件数の変遷



下半期に多数寄せられたご意見・ご要望

- 庁舎移転問題に関するご意見
道路の整備・補修に関するご意見
ゴミの収集・処理に関するご意見
マンション建設計画に関するご意見
緑地保全に関するご意見
治安対策に関するご意見
私立学校・外国人学校生徒の保護者への補助金廃止に関するご意見
市民病院に関するご意見

たくさんのご意見・ご要望をお待ちしています

「市長への手紙」は、専用ハガキを市の施設に用意しています。また、FAX(724・5111)、町田市ホームページ(http://www.city.machida.tokyo.jp)上や電子メール(tegami_m@city.machida.tokyo.jp)でも受け付けています。どうぞご利用下さい。

2003年度消費生活相談上位10位(商品、サービス別)

Table with 5 columns: Rank, Content, Number of cases, Previous year cases. Top items include phone info services, free loans, and online info services.

過去5年間の相談件数推移

Table with 2 columns: Year, Number of cases. Shows an increase from 2709 in 1999 to 5191 in 2003.

消費生活センター ☎725・805
相談は専用電話 ☎722・0001(月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時、来所受付は午前11時30分、午後は3時40分まで)

2003年度の消費生活相談

2003年度の消費生活相談件数は急増し、総数は5191件、昨年度より1442件増です。原因はいわゆる不当請求・架空請求の増加で、全国的な傾向です。



消費生活センターから

主な相談の傾向、事例
【不当請求・架空請求が急増】
「有料サイト利用料金が未納というハガキが届いた」、「携帯電話のメールにクリックしたら料金の請求が来た」等の相談が急増しました。

問いこみ減量課 ☎797・0530